

# 中国における 華北「傀儡」政権史研究の現状

——二冊の研究書から



## 広中一成

### はじめに

関東軍による満洲国建国以来、日本軍は獲得した広大な中国占領地を統治するため、それらの土地に「傀儡」政権を擁立し、「内面指導」という形で彼らを支配下においた。「傀儡」政権が実施した様々な親日政策および反国民政府、反共産党政策は、結果的に日本軍の中国侵略を後押しすることになり、中国の民衆に多大な被害をもたらした。日中戦争史を検討する上で、満洲国から中華民国政府（汪兆銘政権）に至る一連の「傀儡」政権史は欠くことのできない重要なテーマである。

この問題について日本側の研究をみると、満洲国、汪兆銘政権研究の盛んなことに加え、それ以外の「傀儡」政権史研究についても、近年発表が相次いでいる。例えば、森久男は関東軍の内蒙工作の経過をたどりながら、蒙疆政権の統治実態について論じ、内田尚孝は華北分離工作をめぐる日中関係を検討する中で、冀東防共自治政府の成立過程について触

れている。<sup>(2)</sup>一方、中国側の研究はどうか。

中国の「傀儡」政権史研究は、文革の混乱が過ぎた一九八〇年代以降活発に行われるようになった。特に、満洲国研究と汪兆銘政権研究は日本側と同じくこれまでに数多くの成果が発表され、そのほかの「傀儡」政権史研究もいくつか成果が現れている。<sup>(3)</sup>しかし、華北「傀儡」政権史研究に関しては目立った成果がみられず、「傀儡」政権史研究の歴史的空白となっていた。<sup>(4)</sup>

この状況に変化がおとずれたのは、一九九〇年代後半に入ってからのことだった。一九九五年、日本政府は過去の侵略戦争に対する反省から、「平和友好交流計画」を立ち上げ、歴史研究への支援事業やアジア諸国との交流活動を開始した。<sup>(5)</sup>その事業の一環として、一九九七年八月、外務省所管の日中友好会館は中国社会科学院に対し、日中歴史研究への協力を要請した。<sup>(6)</sup>この求めに応じた中国社会科学院は一九九八年、中国国内の歴史研究者らを集め、台湾出兵が行われた

一八七四年から日中戦争が終結した一九四五年までの間の日中の歴史について研究に着手し、華北「傀儡」政権史についても二〇〇〇年から検討を開始した。<sup>(7)</sup>

数年間の検討作業を終え、その研究成果をもとに著されたのが郭貴儒・張同樂・封漢章『華北偽政権史稿——從「臨時政府」到「華北政務委員会」』(社会科学文献出版社、二〇〇七年七月)である。同書は劉敬忠『華北日偽政権研究』(人民出版社、二〇〇七年七月)とともに、現時点での中国における華北「傀儡」政権史の最新研究である。ふたつの研究書はどちらも日本軍の中国占領統治との関わり合いの中で、中華民国臨時政府と華北政務委員会がいかなる手段を用いて統治を行ったのかという問題について解明を試みている。

ここで検討対象として取り上げられている中華民国臨時政府とは一九三七年二月一四日、日本軍の中国派遣部隊のひとつである北支那方面軍によって北京に設立された政権である。一方、華北政務委員会とは、一九四〇年三月三〇日に南

京に成立した汪兆銘政権に臨時政府が併合された際、臨時政府を改組する形で誕生した政権である。華北政務委員会は汪兆銘政権の一方組織という位置づけだったが、汪兆銘政権側から華北での広範な自治権を与えられていた。

本稿では両書がともに取り上げている四つのテーマを通して、中国における華北「傀儡」政権史研究の現状について見ていきたい。

ここで両書それぞれの章立てを紹介する。各章タイトルは評者による日本語訳である。

#### 『華北偽政権史稿』

——從「臨時政府」到「華北政務委員会」  
(以下、「史稿」と略)

#### 前言

第一章 日中戦争勃発前の日本帝国主義

による華北分離工作

第二章 中華民国臨時政府の成立

第三章 中華民国臨時政府の施政

第四章 中華民国臨時政府と南方「傀儡」

政権の紛争と合流

第五章 華北政務委員会の成立およびその政策

第六章 華北日本占領区住民の日本統治への反抗闘争

第七章 華北政務委員会の壊滅

『華北日偽政権研究』

(以下、「研究」と略)

前言

一 中華民国臨時政府評論

二 華北治安軍

三 日本占領期の河北保定県の警察機構

四 華北日本占領区の新民会

五 華北日本占領区の県新民会

六 蒙疆政権評論

七 蒙疆銀行試論

## 一 中華民国臨時政府と華北政務委員会

はじめに日本軍の中国占領統治と臨時政府、華北政務委員会との政治的関わりを『史稿』と『研究』はどのように描いているのか見ていく。

まず『史稿』から検討する。同書では、第二章、第三章、第四章で臨時政府について、第五章、第七章で華北政務委員会について、政治面を中心に政権が日本軍との関わりの中でいかなる変遷をたどったのか考察している。第二章では日本軍の支援を受け、臨時政府がいかなる過程を経て成立したのか、臨時政府が成立後、政府レベル、地方レベルでどのような組織形態を構築していったのか検討している。この中で著者は、臨時政府が地方組織を設置するにあたり、清朝時代の行政区画を採用したことを取り上げている。そこではそれら行政レベルが日本軍や臨時政府の指示の下、「日本軍が推し進めた政治、経済、軍事、文化など各方面の侵略政策に積極的に協力し、日本の植民地統治の地方での代弁者となった」（一八二頁。引用文は評者訳、以下同）と指摘している。

第三章では臨時政府が実施した政策について取り上げている。臨時政府は「剿共滅党」をスローガンに反共産党、反国民党の精神を民衆に植え付けるための宣

伝活動を行うとともに、基層部分の民衆までも統制するため、保甲制度を利用し、民衆の管理を徹底した。その上で、臨時政府は財源を確保するために、さまざまな税を設け民衆に課した。しかし、それら政策はいずれも民衆の抵抗を受け不徹底なものに終わった。著者はそれら政策について具体的事例や数字を出しながら詳細に分析している。

第四章では臨時政府と維新政府との合併問題および汪兆銘政権との合流に至るまでの経緯について論じている。日本軍は臨時政府に国民政府に代わる「新中央政府」となるよう求めた。しかし、臨時政府が指導的役割を担う「一流人物」を欠いた上、国民政府が抵抗を諦めなかったため、臨時政府の「新中央政府」化は実現困難となった。その状況の中で、日本軍は徐州占領後、改めて「新中央政府」を設立するために臨時、維新両政府に合併を働きかけ、その第一歩として中華民国連合委員会を成立させた。この成立の意味を著者は、「偽組織のこの変化は偽中華民国臨時政府の「中央政権」化

の目論見を徹底的に破壊し、政権がただ日本の掌で弄ばれる華北地方傀儡政権となったことを表している」(三九二頁)と述べている。

第五章では汪兆銘政権との合流により成立した華北政務委員会の組織機構と実施した政策について論じている。特にここでは、「治安強化運動」について丹念な検討がなされている。共産党勢力の排除を主な目的とした「治安強化運動」は、一九四一年三月から一九四二年一月にかけて、五度にわたって実施された。「治安強化運動」はその時の戦局の影響を受け、活動内容を変化させている。著者はそれぞれの「治安強化運動」の特徴を整理し、活動の実態について具体的な事例を挙げながら論じている。

最後の第七章では日本の敗戦とともに、華北政務委員会をはじめとする「傀儡」政権に関与した中国人が「漢奸」として逮捕され、厳しい処罰を下された様子についてまとめている。

次に「研究」を見てみる。同書では一臨時政府に関する問題を取り上げてい

る。この中で著者は、臨時政府の主要メンバー一三人の経歴をあげた上で、彼らが容易に日本軍の侵略に加担したのは、彼らの大半が日本に留学したことがあり、その経験から生じた日本に対する親日的感情が要因としてあったからであると指摘している。また、著者は日本軍と臨時政府との関係に触れ、両者を「主人とその手先」の関係と評し、日本軍がどのような手段でもって臨時政府を統制下に置いたのか検討している。具体的には、日本軍が臨時政府の中央機関や各省、特別市およびその下部組織にまで日本人顧問を配置して行政に干渉したことや、臨時政府との間でいくつもの協定を結び、政治、経済、軍事の面で日本軍の介入が行われていた実態について論じている。

さらに、著者は臨時政府が実施した親日政策を踏まえた上で、政権が持っていた政治的特色についても検討を加えている。ここで挙げられている特色のひとつに「二王斗法」といわれた政権内部の激しい派閥対立がある。「二王」とは王克

敏(行政委員会委員長)と王揖唐(内務部総長)を指す。ふたりは人事や機構設置の問題で激しく対立し、その争いに政権関係者や日本軍も加わり派閥を形成した。さらに、政権内での両派閥間の争いがその後の臨時政府の行方をも左右した。

両書とも多くのページを割いて華北「傀儡」政権の政治的展開を論じているが、内容が多岐に渡っているため、検討が幾分概説的になっていく。しかし、ここでの両者の検討は、これまで華北「傀儡」政権史の各問題を包括するような研究が少なかつたという現状から考えると、充分価値を持つものと言える。

## 二 華北「傀儡」政権の範囲

両書では、臨時政府、華北政務委員会以外の華北「傀儡」政権をどう扱っているのだろうか。再び「史稿」から見ている。同書では第一章で満洲事変から盧溝橋事件発生前までの日本の華北進出の経過とそれにより華北にもたらされた政治的、経済的变化についてまとめている。

この中で、著者は冀東政府の成立過程について論じ、同政府を華北「傀儡」政権のひとつとして位置づけている。一九三五年一月二五日、北京の東に程近い通州に成立した冀東政府（成立時の名称は冀東防共自治委員会）は一九三八年二月一日、臨時政府と合併し解消した。合併二日前に両政府の間で取り交わされた協定には、「冀東防共自治政府の一切の政権は中華民國臨時政府これを継承す」とあり、両政府の連続性が見てとれる。

一方、『研究』では六で蒙疆政権について、七で蒙疆銀行についてそれぞれ扱っている。蒙疆政権とは一九三七年一月二七日に成立した蒙古連盟自治政府から蒙疆連合委員会を経て一九三九年九月一日に設立された蒙疆連合自治政府までを指す。蒙疆銀行は蒙疆政権の「中央銀行」として一九三七年一月一日開業した。六では蒙古連盟自治政府成立にまで至る関東軍の内蒙工作の経過や、蒙疆政権の組織構成から同政権が日本軍の完全な統制下に置かれていた実態について、さらに蒙疆政権が実施した蒙疆地区

での経済収奪や、皇民化教育の様子について論じている。七では蒙疆政権の「中央銀行」である蒙疆銀行が紙幣の発行を日本に依存していたことや、銀行のあらゆる権限が日本軍ににぎられていたこと、蒙疆銀行が日本軍を支援するために紙幣を濫発していたことを具体的な数字を挙げて明らかにしている。

ところで、内蒙古地域を主に支配した蒙疆政権を華北「傀儡」政権のひとつとして扱ってよいのか。実は、華北「傀儡」政権とはどの政権を指すのかという問題は今もって議論されておらず、明確なまま冀東政府と臨時政府、華北政務委員会がひとまず華北「傀儡」政権として扱われているのが現状である。例えば、華北「傀儡」政権に関する回想録をまとめた「我所知道的偽華北政権」は、冀東政府と臨時政府、華北政務委員会に関する内容のものを収め、蒙疆政権に関するものは「我所知道的偽蒙疆政権」に収録されている。『研究』がなぜ蒙疆政権を華北「傀儡」政権史研究の中で扱ったのか、その理由を同書は明確に答えて

いない。今後、華北「傀儡」政権史研究をより深めていくためには、同書を問題提起の材料とし、何をもって華北「傀儡」政権とみなすのか、その概念規定を検討する作業が必要ではないだろうか。

### 三 中華民国新民会

中華民国新民会（以下、新民会）は「王道楽土」や「民族共和」をうたった満洲国の協和会を模範にして組織された臨時政府の民衆団体である。彼らは儒教の「王道」思想を根幹とする「新民主義」を抛り所に民衆を組織化し、反共親日の宣伝、教育活動を実施したり、支配地域の治安維持活動に従事させたりした。政権を民衆レベルで下支えした新民会は臨時政府、華北政務委員会にとつてなくてはならない存在だった。この新民会について、両書はどう論じているか。まず「史稿」では第二章の四で新民会に関する問題を取り上げている。ここでは新民会が日本の軍事、政治状況の変化で組織や方針の変更を繰り返す中で、次第に反共的性格を帯びるようになったこ

と、「新民主義」は「王道」思想を掲げながら、実際は日本に恭順な民衆を育てることが目的だったこと、新民会の名の下、民衆を動員して日本や臨時政府を支持する宣伝、教育活動が実施されたことを述べている。著者は最後に「偽新民会の活動は積極的に自らの「政府翼賛、民衆指導」の性質を表すことで、直接日本侵略者に奉仕する漢奸偽組織であることを鮮明に映し出している。これは一貫した恥知らずな行為であり、全力を尽くして日本侵略者の歡心を買った民族の墮落者である」（二二二頁）と、新民会の活動に厳しい批判を加えている。

『研究』ではどうか。同書では、四と五のふたつの章を使って新民会について検討を行っている。四では新民会の組織の変遷と実施した政策について簡潔にまとめられている。特徴的なのは五である。ここでは河北省保定道を例に『史稿』では充分検討されていない県レベルの新民会に着目し、それら新民会の具体的な組織形態や人員構成、経費に関する問題のほか、県内で行われた政治、経

済、治安維持、教育の各活動の実態について詳細にまとめている。例えば、新民会は組織の拡大と民衆統制の徹底を図るため、民衆を地域別、職業別に設けられた分会に加入させ、日本人顧問の指導のもと、税の徴収や思想教育活動に従事させた。また、戦争遂行上必要な食糧や燃料を日本軍へ供給するため、新民会は華北各地に合作社を設けて民衆を社員という名目で組織化し、彼らに労働を強いた。

新民会が作られた理由について著者は「日本軍はわずか大都市を占領しているだけでは中国を征服するに遠く及ばず、真に広大な農村を占領することではじめてその恐ろしい目的が達成されることを知った。日本軍は中国農村の地理、環境、風土や情理に疎く、直接統治は困難を極めた。だからこそ日本軍は新民会を組織し、手先として飼ひ慣らした地元の漢奸を利用して占領地域の農村を統制したのだった」（一九二頁）と述べている。

両書で共通して残る課題は、近年の新

民会の研究成果に言及していないことである。新民会研究は日本で研究が先行している。早くは八巻佳子が、近年では堀井弘一郎が比較的大部な研究を発表している。中国の中国史研究はしばしば自国の研究成果にのみ依拠し、それで研究を完結させてしまう傾向がみられる。テーマが重要なだけにこの課題が残ったことは残念でならない。

#### 四 治安と抵抗

臨時政府は議政、行政、司法の三委員会からなり、行政委員会の中に警察事務を担当する治安部があった。もともと日本軍は臨時政府が軍隊を持つことに消極的だったが、戦線の拡大にともない、日本軍による華北の治安確保が難しくなったことから、一九三九年十月、臨時政府に華北治安軍（華北綏靖軍）が創設され、治安の確保に従事させた。治安に関する問題について、両書はどのように検討しているのか。

ここでは『研究』から見ていく。同書では二と三で臨時政府の治安維持組織に

ついで論じている。二では華北治安軍について取り上げている。ここでの考察でキーマンとなるのが元直系軍閥の齊燮元である。臨時政府の治安部長に就任した齊燮元は日本軍の支援の下、自らを校長とする軍事学校をいくつも創設した。そして、卒業した幹部たちを軍内に送り込むことで、自らの勢力を華北治安軍の中に拡大させ、軍内での権力を確立した。齊燮元をはじめとする華北治安軍の幹部について、著者は「偽華北治安軍の高級幹部は大多数北洋軍閥の失意の軍人である。彼らは敵に仕え、それにより再起を図ろうとした。いうならば、偽華北治安軍の成立のその意義は中国の政治闘争の「延長とその現れにある」(八五頁)と評している。

三では五と同様、河北省保定道を例にとつて、県レベルの警察機構について論じている。

ここで注目したいのは、県レベルの警察機構が実はそれまでであった国民政府の公安局の機構をほぼ踏襲して作られたという著者の指摘である。ここで疑問と

なるのは、行政区画と管轄範囲の変化に警察がどう対応したのかということである。臨時政府は行政区画を再編するに当たり、清朝時代の区画を復活させた。そのため、県の区画は国民政府統治時のものとズレが生まれた。国民政府の公安局機構を踏襲した警察は、このズレを解消するために、管轄範囲の調整を迫られたはずであり、それをめぐって何らかの問題も発生したであろう。以上の問題の検討は臨時政府の統治実態を探る手がかりとなり得ようが、この点について著者はさしたる言及を加えていない。

一方、「史稿」では第三章の三と第五章の二で華北治安軍について、第三章の二の(一)と第五章の三の(二)で警察機構について、それぞれ制度面を中心に論じている。その一方で、同書は第六章で臨時政府の治安維持活動に対する抵抗運動について取り上げている。ここでは、臨時政府の警察関係の史料を通して共産党を中心とした抵抗運動がどのような形で行われたのか検討している。

臨時政府の治安維持に関する問題はこ

れまでまとまった形ではほとんど論じられてこなかった。そのため、まだ明らかになっていない点がいくつもあるが、この問題を取り上げたことで、両書はまずその問題解明の先鞭をつけたものとして評価できる。

## おわりに

本稿ではふたつの研究書から共通する四つのテーマを取り上げ、中国における華北「傀儡」政権史研究の現状を見てきた。両書の検討を通して問題点として出てきたのは、華北「傀儡」政権を検討する上での概念規定が依然定まっていない点や、一部外国の研究成果への言及に不十分な部分があるということである。しかし、歴史的空白となっていた華北「傀儡」政権史研究がこのふたつの研究書の登場で埋め合わされたのはまぎれもない事実であり、この分野において両書が持つ存在意義は今後高く評価されるであろう。

注

- 〈1〉森久男『徳王の研究』創土社、二〇〇〇年。
- 〈2〉内田尚孝『華北事変の研究』汲古書院、二〇〇六年、二三八―二四二頁。
- 〈3〉余子道「回陞与展望——建国以来の淪陷区和偽政權研究」、『抗日戦争研究』一九九九年第三期（総第三三期）、近代史研究雑誌社、一〇四―一七七頁。
- 〈4〉建国以後から近年までの中国における華北「傀儡」政權史研究の動向については、張同楽「華北淪陷区日偽政權研究総述」、『抗日戦争研究』二〇〇四年第一期（総第五一期）、近代史研究雑誌社、二四一―二四八頁）を参照。
- 〈5〉内閣官房副長官補室（外政担当）「二平和友好交流計画」——一〇年間の活動報告（二〇〇五年四月一二日）（内閣官房ホームページ、<http://www.cas.go.jp/jp/sinyou/050412hc1wa.pdf>、二〇〇七年一〇月一二日参照）。
- 〈6〉王忍之「総序」（郭貴儒・張同楽・封漢章「華北偽政權史稿——從臨時政府“到”華北政務委員會」社会科学文献出版社、二〇〇七年、一頁）。以下、日中歴史研究に触れた個所は、同一一二頁を参照した。
- 〈7〉郭貴儒「前言」、同右、九頁。
- 〈8〉このほか、近年の華北「傀儡」政權史研究の成果として、田蘇蘇・王朝「華北偽政權」（関捷主編『日本対華侵略与殖民統治』社会科学文献出版社、二〇〇六年、四二―三五〇三頁）がある。
- 〈9〉高木翔之助『冀東から中華新政權へ』北支那社、一九三八年、一七四頁。
- 〈10〉文斐編『我所知道的偽華北政權』中国文史出版社、二〇〇五年。
- 〈11〉同右編『我所知道的偽蒙疆政權』中国文史出版社、二〇〇五年。
- 〈12〉八巻佳子「中華民国新民会の成立と初期工作状況」（藤井昇三編『一九三〇年代中国の研究』アジア経済研究所、一九七五年、三四九―三九四頁）。
- 〈13〉堀井弘一郎「新民会と華北占領政策」上・中・下（『中国研究月報』一九三九年一月―三月、上・一―二〇頁、中・一―一三頁、下・一―六頁）。